

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	(1) 現行の許可制度の要件として挙げている①経営の安定性(経営能力、財産的基礎)、②技術力、③適格性について、それぞれ具体的に何をどのように確認しているかご教示ください(許可に必要な所要日数も含む)。
<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可要件や欠格要件の具体的な確認方法については別紙をご確認頂きたい。 ・ 許可に必要な所要日数については、建設業許可申請の標準処理期間が大臣許可においては120日、都道府県知事許可においては概ね30日程度(都道府県によって異なる)とされている。 <p><参考> 建設業許可業者における個人事業主の事業者数(平成30年3月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体: 78,482業者 ・ うち大臣許可: 6業者 ・ うち都道府県知事許可: 78,476業者 	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>(2) 新設する承継に係る認可制度においても①経営の安定性（財産的基礎）及び③適格性については確認する必要がある旨のご説明をいただいたが、それぞれ具体的に何をどのように確認することを想定しているかご教示ください（認可に必要な所要日数の見通しも含む）。</p> <p>また、それらを届け出てもらうだけでは足りないのか、仮に足りないとすれば認可手続の中で確認しなければならない理由についてご教示ください。</p>

【回答】

- ・ 新設を検討している承継制度では、「論点（１）」で回答した許可要件や欠格要件について、承継前後で変更となった点のみ確認を行い、認可する制度を検討している。このため、具体的な確認方法については「論点（１）」と同様、別紙をご確認頂きたい。
- ・ 認可に必要な所要日数の見通しについても、承継前後で変更となった点のみ確認する制度を検討しているため、建設業許可申請の標準処理期間が大臣許可においては１２０日であることを念頭に置きつつ、手続に係る事業者負担を軽減する方向で、今後適正な処理期間を定めていきたいと考えている。
- ・ 承継制度を届出制とすることについては、建設業法においては建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護することを目的として許可制度をとっているため、承継制度についても事前に許可要件や欠格要件を満たしているか確認を行う手続が必要と考えている。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	(3) 相続による承継について、実務的には承継者（例：子）は被承継者（例：親）と同様の事業を行っている（場合によっては実質的には承継者が事業を行っている）ことも多いと考えられる。そうした場合、①経営の安定性、②技術力、③適格性についてはほとんど変化がないと考えられるが、こうした場合においても届出にできない理由についてご教示ください。

【回答】

- ・ ご指摘のような相続形態においても、建設業の許可要件のうち「経営の安定性（財産的要件）」「適格性」と「欠格要件」については、事業者本人の資質について確認をしているため、相続の際に許可要件の確認が必要となると考えております。

<例>

- ・ 「親が事業主、子は建設業許可を保有していない、営業所専任技術者、経營業務管理責任者は子、親と子は同じ業種の建設業の許可を行う資格を保有している」場合
→子の「経営の安定性（財産的要件）」、「適格性」と「欠格要件」について確認
- ・ 「親が事業主、子は建設業許可を保有していない、営業所専任技術者、経營業務管理責任者は親、親と子は同じ業種の建設業の許可を行う資格を保有している」場合
→上記に加え、子の「経営の安定性（経営能力）」と「技術力」について確認

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	(4) 相続による承継について、仮に事後的認可が必要とされた場合でも、承継者(例:子)は被承継者(例:親)と同様の事業を相続開始のときから切れ目なく行えるように措置されるという理解でよいか、また、当該措置の期間はどれぐらいを想定しているかご教示ください。
<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月31日の行政手続部会における議論も踏まえ、ご指摘の制度について措置が可能かについて法制局と議論を行っているところです。 	

許可基準と審査方法(個人事業主、一般許可の場合)

		具体的な許可基準	法定書類
許可要件	経営の安定性 (経営能力)	その者又はその支配人のうち1人が経営業務管理責任者に該当すること	経営業務の管理責任者証明書及び別紙
	業種毎の技術力 (営業所専任技術者)	営業所毎に営業所専任技術者を配置すること	専任技術者証明書 技術検定合格証明書等の資格証明書 卒業証明書 実務経験証明書
	適格性(誠実性)	請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(※※) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(※※※)
	経営の安定性 (財産的基礎)	請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。	貸借対照表
	欠格要件 (成年被後見人等、暴力団等)	①成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者(※) ②不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者(※) ③許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(※) ④許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(※) ⑤営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑥営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(※) ⑦禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(※) ⑧建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(※) ⑨暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(※) ⑩営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれか又は法定代理人が法人でその役員等のうちに上記①②③④⑥⑦⑧⑨までのいずれかに該当する者 ⑪暴力団員等がその事業活動を支配する者	誓約書 登記事項証明書 身分証明書 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(※※) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(※※※)

(※)支配人、営業所の長に該当者がいる場合を含む (※※)(※※※)それぞれ同一の書類

経営の安定性(経営能力)の確認方法

○許可を受けようとする建設業に関して、役員等の経験期間及び経験業種の要件を満たすか確認資料と突合して確認する。

様式第七号(第三条関係)

(用紙A4)

経営業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等
経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月
証明者と被証明者との関係
備考

平成 年 月 日

証明者 _____ 印

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で建設業法第7条第1号(イ)に該当する者であることを相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 職
申請者
提出者

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 経営業務の管理責任者の追加 4. 経営業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 年 月 日

大臣コード 知事 許可年月日
許可番号 国土交通大臣許可(幹特)第 号 平成 年 月 日

◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏 名 生年月日 日 月 年 日 月 日 日

住 所

◎【変 更 類】

氏 名 元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)

生年月日 日 月 年 日 月 日 日

備考 経営業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

別紙

(用紙A4)

経営業務の管理責任者の略歴書

現住所		
氏名	生年月日 年 月 日生	
職名		
職	期間 従事した職務内容	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
自	年 月 日	
至	年 月 日	
賞 罰 の 内 容		
賞		
罰		
上記のとおり相違ありません。		
平成 年 月 日	氏 名 印	

記載要領 ※ 「賞罰」欄は、行政処分等についても記載すること。

内容を証明する書類として
・登記事項証明書、許可
通知書、工事請負契約書
に関する稟議書
等を徴求し確認

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

- イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

業種毎の技術力(営業所専任技術者)の確認方法

○「営業しようとする建設業」に対応する専任技術者がいるかを、添付の資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書等と突合して確認する。

様式第八号 (第三条関係)

(用紙A4)
000003

専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、**建設業法第7条第2号** に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、**建設業法第15条第2号** に規定する専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

区 分

項番 1 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種等 又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 6 2 0 0 国土交通大臣 知事 許可 (特) 第 0 0 0 0 0 0 0 0 号 平成 年 月 日

氏名 6 3 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 15 18 20 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

氏名 6 3 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 15 18 20 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

氏名 6 3 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 15 18 20 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 2 3 4 5 6 7 8

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

内容を証明する書類として

- ・技術検定合格証明書等の資格証明書
 - ・卒業証明書
 - ・実務経験証明書(＋実務に携わっていたことを証明する書類)
- 等を徴求し確認

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に**関し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)**若しくは**中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)**若しくは**高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)**を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に**関し十年以上実務の経験を有する者**
 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

適格性(誠実性)の確認方法

○職務内容、賞罰内容を確認する。賞罰がある場合、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為(不正な行為)又は、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為(不誠実な行為)に該当する事実がないかを確認する。

様式第十二号 (第四号関係)

(用紙A4)

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調査書

内容を見て誠実性を確認

住	所			
氏	名	生	年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
平成		年	月	日
			氏 名	印

<具体的な要件> ※大臣許可の場合
 ・個人及び一定の使用人が、建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準に満たさないものとして取り扱う。

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

三 法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

経営の安定性(財産的基礎)の確認方法

○財産的要件は、原則として、既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ判断する。

様式第十八号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

貸借対照表

平成 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資産の部

I 流動資産

現金預金
受取手形

千円

.....
.....

純資産の部

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益

.....
.....
△.....

純資産合計

負債純資産合計

＜具体的な要件＞ ※大臣許可の場合
 ・自己資本(＝貸借対照表の純資産合計)の額が500万円以上である者
 ・担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について残高証明書又は融資証明書を得られること
 ・許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること
 以上のいずれかに該当すること。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

欠格要件の確認方法①

- 誓約書を提出させ、個人又は一定の使用人が欠格要件に該当しないことを誓約させる。
- 登記事項証明書、身分証明書を提出させ、個人又は一定の使用人が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないことを確認する。
- 賞罰がある場合、禁錮以上の刑に処されて、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者等がないことを確認する。

様式第六号（第二条関係）

欠格要件に該当しないことを誓約させる

誓 約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

警察に照会し、欠格要件に該当していないかを確認

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調査

住 所			
氏 名	生 年 月 日	年 月 日	生
役 名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
	平成 年 月 日	氏 名	印

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限り、以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

欠格要件の確認方法②

- 第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十三号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 二 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - 三 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの
 - 四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
 - 五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
 - 十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
 - 十一 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
 - 十二 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
 - 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者